資料２

所有者不明土地等問題　対策推進の工程表（案）

課題等	2020年（令和２年）	2021年（令和３年）	2022年(令和４年)
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（特措法）等（H30.6.13公布等） ・公共的目的の利用を可能とする制度 ・財産管理制度の申立権を市町村長等へ付与 ・長期相続登記等未了土地を解消する制度 ・所有者不明農地・林地の利活用促進の制度 **表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（R1.5.24公布）** ・登記官等による所有者等の探索 ・特定不能の土地に裁判所が管理人を選任	・制度の普及・啓発、地方協議会を通じた地方公共団体への支援 ・長期相続登記等未了土地の着実な解消作業 ・土地収用法に係る所有者探索の合理化（マニュアルの改訂・周知）、共有私道ガイドラインの更なる周知 ・農地、林地関係の制度の普及・啓発、制度を活用した農地や森林経営管理の集積・集約化の推進 ・制度の普及・啓発、変則型登記の着実な解消作業		
土地所有に関する基本制度 ・人口減少社会で、所有者不明や管理不全の土地が増加し、周辺環境の悪化や有効利用を阻害 ・地籍調査について、一部の所有者が不明な場合などに、調査が進まず、進捗に遅れ	**○土地基本法等の一部を改正する法律（3.31公布）** ・土地基本法（土地所有者等の責務、適正な利用・管理の基本理念、土地基本方針等）、国土調査法等（地籍調査の円滑化・迅速化とその効率的手法を盛り込んだ十箇年計画策定）の改正 **○土地基本方針等の策定** ・土地基本方針の策定（所有者不明土地への対応や適正な土地の利用・管理の確保に関する措置等の基本的事項を規定） ・新たな国土調査事業十箇年計画の策定	個別施策の推進、制度見直しの検討 **○土地基本方針の改定** ・民事基本法制の見直しや特措法見直しに向けた検討等を反映 新十箇年計画に基づき、地籍調査を円滑・迅速に推進	
登記制度・土地所有権の在り方等の検討 ・相続が生じても登記や遺産分割が行われず、所有者不明土地が多く発生 ・遠隔地居住の相続人等が土地を管理することができず、環境悪化 ・所有者が一部不明な共有地は、合意が得られず管理や処分が困難	**○法制化に向けた最終的な検討、改正要綱答申（法制審議会）** ◆所有者不明土地の**発生を予防**するための仕組み （不動産登記情報の更新を図る方策） ・相続登記や住所変更登記の申請を義務付け。併せて申請者の負担軽減策や登記漏れを防止する方策 ・登記所が他の公的機関から所有者の死亡情報等を取得して不動産登記情報を更新 （所有者不明土地の発生を抑制する方策） ・相続した土地を手放し一定の要件下で国庫に帰属させる制度 ◆所有者不明土地を**円滑・適正に利用**するための仕組み ・公告等をした上で、不明者以外の共有者の同意による土地利用や金銭供託等による不明者との共有関係の解消を可能に ・相続開始から長期間経過後は法定相続分で簡明に遺産分割 ・所有者不明土地・建物の管理に特化した財産管理制度 ・ライフライン設置等のため隣地の使用を円滑化　等	**○民法等の一部を改正する法律案、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案提出・国会審議** ・相続登記等の義務化 ・他の公的機関との連携による登記情報の最新化 ・相続した土地の国庫帰属制度 ・共有地の利用等の促進 ・所有者不明土地.建物管理制度 ・相隣関係規定の合理化　等 令和4年度税制改正要望（登記関係） 施行準備（一部を除き、公布から２年程度で施行）	
多様な土地所有者の情報を円滑に把握する仕組み等 ・死亡時の相続登記や住所変更登記がされないと、登記から直ちに土地所有者情報の把握が困難	・戸籍副本管理システムを活用して戸籍情報を電子的に提供する新システムの設計・開発 ・自治体の協力による登記手続の促進等　・各種台帳の情報連携を容易にするためのデータ形式の見直し、システム間調整等の検討		
所有者不明土地等の円滑な利活用・管理 ・利活用・管理の円滑化等のための更なる方策について検討	**○特措法施行３年経過の見直しに向けた検討、とりまとめ（国土審議会）** ・所有者不明土地の円滑な利活用・管理を図る仕組みの拡充 ・管理不全・低未利用土地の利活用・管理に向けて必要な制度・予算等 ・長期相続登記未了土地解消をより効率的に行うため必要な見直し ・農地等の円滑な利活用等に向けて、必要となる対応を検討		**○必要な制度の見直し等の実施**